

ご存じですか？ 委嘱作品と著作権

委嘱料だけではご利用になることはできません。

委嘱料 (作詞・作曲料)

楽曲を
制作してもらうために
必要

作詞家 / 作曲家の
創造力・技能・労力
に対する支払い

≠

著作物使用料

完成した楽曲を
利用するために
必要

利用の許諾
(著作権のライセンス)
に対する支払い



詳しくは裏面をご覧ください。

JASRACメンバーが制作した楽曲は、JASRACが著作権を管理しておりますので、楽曲制作の依頼主がご利用になる場合でも、JASRACに手続きをお取りくださいますようお願いいたします。

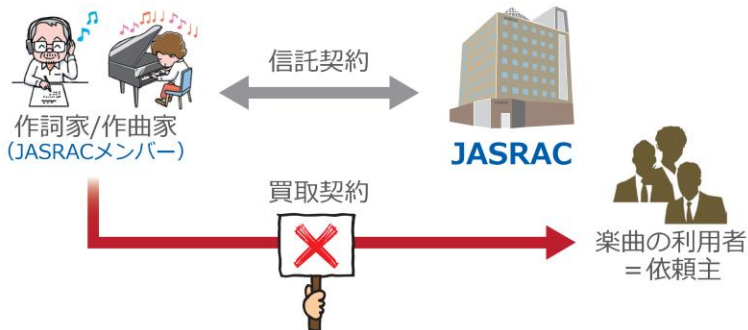
楽曲制作の委嘱



楽曲の利用



JASRACメンバーは制作した全楽曲の著作権をJASRACに信託する（預ける）ので、著作権の買い取りに応じることができないという事情があります。ご理解くださいますようお願いいたします。



～作詞家・作曲家への適正な対価の還元にご協力ください～

作詞家・作曲家に適正な対価を還元することは、音楽の創造のサイクルにおいて非常に重要です。



【利用許諾手続きに関するお問い合わせ先】
コンサート等での演奏、CD等録音物の製作、DVD等映像ソフトの製作、楽譜や
チラシ等の制作、インターネット上での利用・・・

⇒お問い合わせはこちら

